

【参考】中小企業等の定義一覧

本事業において、申請の対象となる中小企業等は以下のとおりとします。

業種・組織形態		資本金・従業員の数
中小企業基本法等に定めのある法人	①製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下、又は常時使用する従業員の数が 300 人以下
	②卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下、又は常時使用する従業員の数が 100 人以下
	③サービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下、又は常時使用する従業員の数が 100 人以下
	④小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下、又は常時使用する従業員の数が 50 人以下
	⑤ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下、又は常時使用する従業員の数が 900 人以下
	⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下、又は常時使用する従業員の数が 300 人以下
	⑦旅館業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下、又は常時使用する従業員の数が 200 人以下
	⑧その他業種(上記以外)	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下、又は常時使用する従業員の数が 300 人以下
その他の法人	⑨医療法人、社会福祉法人、学校法人	常時使用する従業員の数が 300 人以下
	⑩商工会・都道府県商工会連合会及び商工会議所	常時使用する従業員の数が 100 人以下
	⑪中小企業支援法第 2 条第 1 項第 4 号に規定される中小企業団体	上記①～⑧の産業分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の場合
	⑫特別の法律によって設立された組合又はその連合	
	⑬財団法人(一般・公益)、社団法人(一般・公益)	
	⑭特定非営利活動法人	